

紫雲閣居宅介護支援センター重要事項説明書

< 令和6年4月1日 現在 >

1、事業者

(1) 居宅介護支援事業者の概要

事業者名	紫雲閣居宅介護支援センター
介護保険事業所番号	0570719880
秋田県指定年月日	平成23年8月1日
法人名	株式会社横堀温泉紫雲閣
所在地	秋田県湯沢市横堀字小正寺16番地の1
電話番号	0183-55-8862
FAX番号	0183-55-8166
サービスを提供する地域	湯沢市、横手市、由利本荘市、羽後町、金山町、真室川町
営業日、営業時間	月曜～金曜日 8:30～17:30 (土日・祝日・年末年始12/31～1/3・お盆の概ね3日間を除く)

(2) 職員体制

管理者	1名
主任介護支援専門員	4名(管理者兼任 1名)
介護支援専門員	5名(上記管理者・主任介護支援専門員兼任含む総計)

2、事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要介護及び要支援（以下要介護等）状態にある本人及び家族の依頼により、紫雲閣居宅支援センターの介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、適切な介護支援サービス及び介護予防支援サービス（以下介護支援等）を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業の運営にあたっては、次の事項に配慮するものとします。

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが来るように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な居宅サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③居宅サービス等を照会する場合は、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3、業務の概要

(1) 居宅サービス計画の作成

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行いません。

(2) 経過観察・再評価

- ①利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行いません。
- ③利用者の状況について定期的に再評価を行い、状況の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

4、利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を保険者に提出しますと、払戻を受けられます。

指定居宅介護支援介護給付費(一ヶ月につき)

居宅介護支援費(Ⅰ)要介護1または要介護2:1,086単位 要介護3～要介護5:1,411単位

居宅介護支援費(Ⅱ)要介護1または要介護2:544単位 要介護3～要介護5:704単位

居宅介護支援費(Ⅲ)要介護1または要介護2:326単位 要介護3～要介護5:422単位

介護予防支援費(Ⅱ)要支援1または要支援2:472単位

初回加算:300単位 緊急時等居宅カンファレンス加算:200単位 ターミナルケアマネジメント加算:400単位

入院時情報連携加算:(Ⅰ)250単位 入院時情報連携加算:(Ⅱ)200単位

退院・退所加算(カンファレンスあり1回目):600単位 退院・退所加算(カンファレンスなし1回目):450単位

退院・退所加算(カンファレンスあり2回目):750単位 退院・退所加算(カンファレンスなし2回目):600単位

退院・退所加算(カンファレンスあり3回目):900単位 通院時情報連携加算:50単位

特定事業所加算(Ⅰ):519単位 特定事業所加算(Ⅱ):421単位 特定事業所加算(Ⅲ):323単位

特定事業所加算(A):114単位

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域の方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員等が訪問または出張のための実費が必要となります。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日以内にお支払いください。

5、個人情報の使用

より良い居宅サービス計画作成のために、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族に関する個人情報を使用する場合があります。

6、サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所利用者相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ・受付窓口 水谷昌志(管理者・介護支援専門員)
- ・受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- ・連絡先 0183-55-8862

(2) その他

縣市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

湯沢市福祉保健部長寿福祉課 湯沢市佐竹町1番1号

TEL0183-73-2111 FAX0183-73-2117

秋田県国民健康保険団体連合会 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館4F

TEL018-883-1550 FAX018-883-1551

居宅介護支援の利用開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____ (続柄 _____)

事業者 住所 秋田県湯沢市横堀字小正寺16番地の1
説明者 事業者名 株式会社横堀温泉紫雲閣 紫雲閣居宅介護支援センター

_____ 印